

新型コロナウイルス感染症 自宅療養者の方へ

新型コロナ禍において、療養期間中に災害が起きた場合に備え、事前におこなっていただくことや、災害が起きた場合の避難行動などを定めていますので、必ず確認をしてください。



○風水害時における避難行動・自宅避難の可否確認

- ・別添のリーフレット「新型コロナ禍で災害が起きた場合は・・・《風水害編》」と、鶴見区の「水害ハザードマップ」をご覧ください、お住まいの住居において、自宅避難が可能かどうかを確認してください。
- ・不明な点がある場合には、鶴見区役所防災担当まで電話（06-6915-9846）またはメール（tr0002@city.osaka.lg.jp）によりお問合せください。

可 能



自宅での避難

不 可 能



宿泊療養施設での療養に切替え

※療養が解除されるまで、宿泊療養施設での療養となります。

○宿泊療養施設への移動対応の事前登録

- ・宿泊療養施設に避難を必要とされる場合（自宅避難ができない場合）は、必ず事前に療養先の切り替えの要請・登録を、鶴見区役所保健福祉センターまで電話（06-6915-9882）またはメール（tr0006@city.osaka.lg.jp）により行ってください。

○登録された方への風水害発生(予想)時の連絡事項

- ・避難情報（警戒レベル3以上）発令の可能性のある場合には、市保健所または鶴見区役所から風水害の発生が予想される概ね前日までに、入居いただく宿泊療養施設名と、宿泊療養施設への移送車への乗車時刻・場所を、電話またはメールにより連絡します。
- なお、予想される風水害の規模によっては、早めの宿泊療養施設での療養に切替えて頂くお願いをすることがあります。※警戒レベル3：大阪市が発令する避難情報。避難に時間を要する方が、避難行動を開始いただく情報発令。

○持参いただく必要な物資

- ・非常持出品（食料、飲料水など）に加え、常用薬、マスクや体温計等の衛生用品のほか、携帯電話・充電器、着替え、タオルなどの宿泊に必要なものを持参してください。

○地震発生時の避難行動

- ・地震が発生し、自宅での滞在が困難な場合は、原則、宿泊療養施設への避難となります。宿泊療養施設に避難を必要とされる場合は、上記風水害発生(予想)時の事前登録に関わらず、改めて切り替え対応の要請を、鶴見区役所保健福祉センターまで電話（06-6915-9882）またはメール（tr0006@city.osaka.lg.jp）により行ってください。後ほど、市保健所または鶴見区役所から入居いただく宿泊療養施設名と宿泊療養施設への移送車を用意できる場合は、乗車時刻・

場所を電話またはメールにより連絡します。

なお、災害の規模などにより、宿泊療養施設への移動が困難な場合などが想定されます。

不測の事態に備え、平時から、可能な限り宿泊療養施設への切り替えの検討をお願いします。